

特別職の各種報告書の提出状況

1 株取引等報告書（条例第 9 条及び第 14 条）

株式の取得・譲渡がなかったため、提出はなし。

2 所得等報告書（条例第 10 条及び第 15 条）

知事、志田副知事、北畑病院事業管理者から提出があった。

○今回対象外となる者

村上副知事	前年一年を通じ特別職職員のみ対象
教育長	前年一年を通じ特別職職員のみ対象
企業局長	前年一年を通じ特別職職員のみ対象
政策監（上田政策監、朝田政策監）	前年一年を通じ特別職職員のみ対象

	利子所得	配当所得	給与所得	雑所得	株式等 の所得、 譲渡所得 及び雑所得
知事			約 1,908 万円	約 8 万円	
志田副知事			約 1,436 万円		
北畑病院事業管理者	約 52 万円	約 1 万円	約 1,377 万円	約 94 万円	約 3 万円

3 資産等報告書（条例第 11 条第 1 項：後藤田知事のみ対象）

就任年（令和 5 年）に提出しているため、今年は提出はなし。

4 資産等補充報告書（条例第 11 条第 2 項：後藤田知事のみ対象）

資産の異動がなかったため、提出はなし。

5 関連会社等報告書（条例第 12 条：後藤田知事のみ対象）

報酬を得ている職がないため、提出はなし。